

答 申 第 1 3 5 号  
( 諮 問 第 1 3 7 号 )

令和 7 年 ( 2025 年 ) 7 月 29 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 嘉 藤 亮

令和 5 年 ( 2023 年 ) 9 月 26 日付け鎌総第 1710 号で諮問のあった下  
記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書公開決定処分に対する審査請求について

## 1 審査会の結論

令和5年(2023年)3月15日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「土地区画整理法、第八条、1、施行地区は、道路、河川、運河、鉄道、その他の土地の範囲を表示するに適切な施設で土地区画整理事業の施行によりその位置が変更しないものに接して定めなければならない。『下記について、公開請求する。』1、深沢地区土地区画整理事業の範囲は、上記の土地区画整理法に違反している。上町屋の施行地区界を道路としなかった、理由が分かる文書。」について、実施機関鎌倉市長が令和5年(2023年)5月15日付けで行った行政文書公開決定処分は、妥当である。

## 2 審査請求の主張の要旨

### (1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和5年(2023年)3月15日付けで鎌倉市情報公開条例(平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関鎌倉市長(以下「実施機関」という。)に対し、「土地区画整理法、第八条、1、施行地区は、道路、河川、運河、鉄道、その他の土地の範囲を表示するに適切な施設で土地区画整理事業の施行によりその位置が変更しないものに接して定めなければならない。『下記について、公開請求する。』1、深沢地区土地区画整理事業の範囲は、上記の土地区画整理法に違反している。上町屋の施行地区界を道路としなかった、理由が分かる文書。」(以下「本件請求」という。)に係る行政文書公開請求を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、令和5年(2023年)5月15日付け鎌倉市指令深地第34号で行政文書公開決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

#### ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し令和5年(2023年)5月22日付けで審査請求を行った。

### (2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和5年(2023年)5月22日付けで提出した審査請求書、同年6月23日付けで提出した反論書及び同年8月4日付けで提出した再反論書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 実施機関は、深沢地区土地区画整理事業の範囲を線引きした、意思決定の経緯が検証できる文書を公開していない。

イ 実施機関は、条例を公正かつ正確に運用していないことから、本件処分を取り消し、請求した行政文書の公開を求める。

3 実施機関の行政文書公開決定理由説明要旨

令和5年(2023年)6月7日付けで提出された弁明書、同年7月21日付けで提出された再弁明書及び令和7年(2025年)4月14日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、「上町屋に施行地区界を道路としなかった理由がわかる文書」との請求に対し、実施機関は土地区画整理事業の施行区域の設定について記載のある文書を公開した。
- (2) 実施機関は、審査請求人に対して行政文書公開請求の受付の際に、その場で請求内容の修正を依頼し、公開文書の特定につながるよう修正を受けたうえで該当する文書の公開を行っている。
- (3) 審査請求人の反論書にある「意思決定の経緯が検証できる文書」の公開は、本件請求の内容には該当しないものである。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件処分について

本件請求に係る対象文書は、「土地区画整理法、第八条、1、施行地区は、道路、河川、運河、鉄道、その他の土地の範囲を表示す

るに適切な施設で土地区画整理事業の施行によりその位置が変更しないものに接して定めなければならない。『下記について、公開請求する。』1、深沢地区土地区画整理事業の範囲は、上記の土地区画整理法に違反している。上町屋の施行地区界を道路としなかった、理由が分かる文書。」(以下「本件請求対象文書」という。)である。

審査請求人は、審査請求書、反論書及び再反論書において、本件請求の趣旨に合致する文書が公開されていないとして、本件処分は不当であると主張する。

そこで、実施機関が行った本件処分における、実施機関の判断の妥当性について、以下、検討する。

(2) 本件請求対象文書について

ア 審査請求人は、実施機関が深沢地区土地区画整理事業の範囲を線引きした、意思決定の経緯が検証できる文書を公開していないと主張する。

イ 当審査会が処分理由を確認したところ、実施機関は「上町屋の施行地区界を道路としなかった理由が分かる文書」という請求内容から、「鎌倉都市計画土地区画整理事業の決定(鎌倉市決定)」と題する行政文書並びに添付資料である理由書及び計画図表(以下「本件文書」という。)を特定し、本件処分を行ったとのことであった。

ウ また、実施機関は、本件請求対象文書を実施機関の保存文書台帳、文書管理システム内の文書及び庁内の共有ドライブの文書並びに廃棄文書目録を確認したが、当該決定文書の他に本件請求の趣旨に合致した文書を確認することができなかったとしている。

エ これら実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、本件文書の他に本件請求の趣旨に合致する文書が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠も認められない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容	
R 5 / 3 / 1 5	行政文書公開請求書が提出される	
	3 / 2 8	行政文書公開決定等期間延長通知書
	5 / 1 5	行政文書公開決定通知書
	5 / 2 2	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
	6 / 7	処分庁が審査庁に弁明書を提出
	6 / 2 3	審査請求人が審査庁に反論書を提出
	7 / 2 1	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
	8 / 4	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
	9 / 2 6	審査会に諮問
7 / 4 / 1 4	第 165 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）	
	5 / 2 0	第 166 回審査会で審議
	6 / 1 3	第 167 回審査会で審議
	7 / 4	第 168 回審査会で審議
	7 / 2 9	答申（答申第 1 3 5 号）